

関学生協パソコン活用講座のお申し込みをご検討のみなさまへ（概要書面）

関学生協パソコン活用講座（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませよう願いたします。

事業者名：関西学院大学生生活協同組合
住所：兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155
電話：0798-53-5150

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめください

1. 本講座は「新生が大学生活の中でパソコンが使えるようになる」ために、実践中心の講座をおこないながら関西学院大学生生活協同組合（以下、「関学生協」といいます）が約2ヶ月間を通して様々なサポートをおこないます。
2. 受講クラスに関しましては、ご入学後に関学生協より受講者宛てにご連絡いたします。講座の内容・スケジュールは変更する可能性があります。ただし、変更の際は事前にご連絡いたします。
3. 本講座に関わるテキスト・動画・レジュメ・その他の印刷物、使用データなど（以下、「教材」といいます）は、電子メディアや紙などの媒体の種別に関わらず、関学生協に無断で複製・複写・中継することは一切できません。
4. 教育的な目的のため、講座事務局の管理のもとで講座の撮影・録音をおこなうことがあります。撮影。録音した音声等は講座事務局が管理し、インターネット等による不特定多数の視聴を認めることはありません。
5. 本講座は関学生協組合員が参加することができ、これを受ける権利を他人に譲渡することはできません。

6. クーリング・オフに関する事項

- (1) 本講座は、「関西学院大学生協 新生サイト」にてお申し込みいただいた時点をもって契約成立とします。
- (2) お申し込み日を含む8日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回をおこなうこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- (3) この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。すでに本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに関学生協よりその金額の返還を受けることができます。返金に関してはお申込者の保護者様口座へのお振込みとなります。

7. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- (1) 本講座開始前までの契約解除の場合、講座受講料（教材費含む）から、違約金2,200円を差し引いた金額を返金いたします。
- (2) 第1回講義開始後の契約解除の場合、受講料から下記の①②に相当する金額を差し引いて返金いたします。
 - ①解約申し出日までに実施された講義等の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの講義の回数に、講義の単価3,000円/回をかけた金額）及び初期費用4,000円、教材費2,000円。
 - ②解約手数料として、受講費用から①を控除した残額の20%相当額、または20,000円のいずれか低い金額

上記契約解除（中途解約）に伴う返金は、上記の金額から振込手数料を差し引いた金額を、お申込者の保護者様口座へ振り込みにて返金いたします。

8. 頂いた個人情報は関西学院大学生生活協同組合個人情報保護方針に則り関西学院大学生協が管理します。

<関西学院大学生生活協同組合個人情報保護方針>

http://www.kgcoop.jp/nus_im/webapp/data_file_im/170823055059_8.pdf